

羽生市同和行政基本方針

(改 定)



平成25年11月

羽 生 市

目 次

第1章 基本方針改定の趣旨	1
第2章 同和行政の経過と現状	1
1 国の同和対策の経過と現状	
2 県の同和対策の経過と現状	
3 本市の同和行政の経過と現状	
第3章 同和行政の成果と課題	4
1 啓発対策	
2 環境改善対策	
3 産業・職業対策	
4 福祉対策	
5 教育対策	
(1) 学校における同和教育	
(2) 地域における同和教育	
第4章 今後の同和行政の基本的な方向	7
1 基本方針	
(1) 一般対策としての施策実施	
(2) 人権行政の重要な柱としての同和行政	
(3) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進	
2 今後の同和行政の法的根拠	
第5章 今後の同和行政の柱	9
1 教育・啓発の推進	
(1) 教育・啓発活動の推進	
(2) 学校における同和教育	
(3) 地域における同和教育	

(4) 人権・同和保育	
2 自立支援	
3 交流の促進	
4 人権に関わる相談と救済	
5 えせ同和行為・団体の排除	
第6章 推進体制の充実 -----	12
1 集会所施設運営の充実	
2 庁内組織等の充実・強化	
3 広域組織・関係機関等との連携・協力	
4 運動団体との連携・協力	
5 基本方針の見直し	
第7章 結びに -----	13
用語解説 -----	14
※本文中で、*を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。	

第1章 基本方針改定の趣旨

同和*問題は、その解決のため、昭和40（1965）年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての答申として「同和対策審議会答申*」が出され、これを受けて昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法*」が公布、施行されました。その後、「地域改善対策特別措置法*」が失効するまでの33年間、本市でも同和地区の生活環境の改善や心理的差別*の解消のための事業を各種実施してきました。その結果、住環境の改善等物理的な整備は進み、格差の改善につながっています。また、差別の解消に向けた教育及び啓発も推進されてきました。

しかしながら、同和問題の理解不足に起因すると考えられる結婚や就職等の際の心理的な差別は、依然として残っている現実があります。

本市では、同和問題の解決を目指し、平成15（2003）年3月に、「差別があるかぎり、法の有無にかかわらず、市の重要課題として取り組む」ことを基本姿勢として「同和行政基本方針」を策定し、各種施策を実施してきました。

この方針を策定してから10年が経過し、社会情勢の変化や、平成24（2012）年度に策定した「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画」の中で人権施策の推進の目的として掲げた「すべての人々が尊重され、共に支えあい生きがいのある人生を送ることができるよう、あらゆる人権*が確立・擁護された差別のない明るい社会」を実現するため、同和問題の解決の指針として「羽生市同和行政基本方針」を改定するものです。

第2章 同和行政の経過と現状

1 国の同和対策の経過と現状

我が国固有の人権問題である同和問題を早期に解決するため、昭和35（1960）年に「同和対策審議会（以下「同対審」という。）」が設置され、昭和40（1965）年8月、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的対策」についての答申を政府に提出しました。同答申は「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にし、国

の積極的な対応を促すなど歴史的意義は極めて大きく、施策の基本方針と方策を示しました。

その後、この同対審答申に基づいて昭和44（1969）年7月に「同和対策事業特別措置法（以下「同対法」という。）」が10年間の時限法として制定・施行され、昭和54（1979）年には3年間延期されました。昭和57（1982）年には同対法の期限切れを迎えましたが、それまでの実績と反省を踏まえ、「地域改善対策特別措置法（以下「地対法」という。）」が5年の時限法として制定・施行されました。昭和62（1987）年には、地対法の期限切れを受けて「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律*（以下「地対財特法」という）」が制定・施行されました。

この地対財特法制定の趣旨は「特別対策は事業の円滑な実施によってできるだけ早期に目的を達成する」ことであったことから、平成8（1996）年度末をもって効力を失うこととなっていました。しかし、同年5月に出された「地域改善対策協議会*（以下「地対協」という。）」の意見具申では、地対財特法の期限後の方策に関し、「国の同対審答申は『部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない』と指摘している」と述べ、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではない」との意見を示しました。こうした提言に基づき、国においては、「一般対策」への円滑な移行を前提に5年間の法的措置が継続されましたが、平成14（2002）年3月末をもって地対財特法は失効し、33年間続いた三つの「特別措置法」に基づく同和対策が終了しました。

一方、平成7（1995）年、国連総会において「人権教育のための国連10年」が決議され、わが国でも平成9（1997）年に、同和問題などの9項目を人権問題の重要課題として「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定しました。これらの国際的な潮流や地対協意見具申等を踏まえ、国において議論がなされたのち、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

また、この法律の具体化を図るため、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14（2002）年に閣議決定し、さらに平成23（2011）年に変更を

加え、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決に向けた人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

2 県の同和対策の経過と現状

埼玉県は、昭和49（1974）年に「差別を許さない県民運動推進協議会」を設置し、昭和51（1976）年には同和行政推進についての基本方針を策定して、同和問題解決のための活動を推進してきました。

その後、平成13（2001）年に「埼玉県人権施策推進会議」を設置、平成14（2002）年には「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、「お互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを目指して人権施策を推進してきましたが、10年が経過した平成24（2012）年には、時代の変化やこれまでの人権施策の取り組みの成果と今後の課題を踏まえて、インターネットによる人権侵害等の新たな人権課題へ対応するため、「埼玉県人権施策推進指針」を改定しました。

3 本市の同和行政の経過と現状

本市では、昭和43（1968）年、福祉事務所に同和対策係を設置して初めて同和対策予算を計上し、本格的な同和行政をスタートさせました。また、国の同和審答申や特別措置法の制定という動きの中で同和行政を速やかに実施することが求められたことから、昭和48（1973）年に行政組織を整備し、同和対策課を設置しました。教育委員会でも昭和49（1974）年に社会教育課の中に同和教育係を設置するなど、本市は同和行政に積極的に取り組んできました。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定、特別措置法の終了を受け、平成14（2002）年4月には、同和対策課を人権推進課に、教育委員会生涯学習課同和教育係を人権教育係に変更し、今日に至っています。

市が行う施策としては、昭和46（1971）年に「羽生市総合振興計画」の基本構想を作成し、啓発事業、環境改善、福祉、農産業の振興、社会同和教育、学校同和教育を柱にした各種の対策を総合行政として推進、昭和50（1975）年には「羽生市同和対策総合計画」を策定、昭和59（1984）年の「第2次羽生市総合振興計画」改定時には同和対策の取り組みを重要施策として明記しました。

その後、平成元（1989）年には「羽生21世紀計画」、平成10（1998）年には「新羽生21世紀計画」を策定し、同和問題の解決を市政の重要課題として位置づけ、同和対策に取り組んできました。

また、平成15（2003）年に「同和行政基本方針」、平成16（2004）年に同和教育基本方針、同年12月には「同和行政・同和教育実施計画」を策定して、同和問題の早期解決に向け、教育・啓発事業を中心に総合的かつ計画的に推進しています。

この間の取り組みを具体的にみますと、啓発については、地域や企業、公民館利用者等を対象としたものなどの各種研修会、多くの市民の参加による講演会、また、啓発冊子「じんけん」や人権標語を記した短冊紙の作成・配布、啓発ビデオの購入・貸出等を実施してきました。

環境面では、主に、周辺地域と一体となった道路改良、公園や広場の整備、墓地移転整備、防火水槽や道路照明灯の設置、住宅資金の貸付等の事業を行ってきました。

福祉部分については、出産費の補助や巡回保健相談などの事業を実施し、また、乳幼児の心身の健全な成長と発達を図り保護者の就労を支援するため、地域内に保育所を建設しました。

産業面では、中小企業振興資金の融資、技能習得奨励事業、ハウスや畜舎などの農業近代化施設の設置補助等を実施してきました。

教育面では、人権教育指導者研修会の開催や、市内5地区に建設した集会所を活用しての小・中学生学級、女性学級等の各種事業を実施してきました。

こうした結果、同和地区の生活環境は大きく改善され、教育、就労、産業の面でも一般地区との格差是正が急速に進展したことから、実態的差別*の解消については一定の成果がありました。しかし、心理的差別については、着実に解消に向け進んでいるものの本市においても差別発言が発生するなど、人権意識が市民の間に十分に浸透しているとは言えない部分もあり、課題が残っています。

第3章 同和行政の成果と課題

本市では、同和問題の解決は地方自治体の責務と捉え、差別のない羽生市とすべく、特別対策での成果、地域や学校における同和教育・啓発活動の中で積み上げられてき

た成果、また、それらの課題を踏まえ、一般対策を活用して同和行政に取り組んできました。

1 啓発対策

同和問題の正しい理解のための啓発活動として、市内9地区の住民を対象とした地区別研修会、市内にある企業の人事担当者や民生・児童委員、主任児童委員、介護支援専門員等を対象とした人権問題研修会、また、市職員や臨時職員を対象とした職場研修会等を開催してきました。他にも、パンフレットや市広報など各種広報媒体を通じての啓発、同和問題を取り上げたビデオ等のライブラリーの充実と利用の促進等、積極的に啓発活動を実施してきました。これらの活動によって、同和地区に対する差別意識についても着実に改善が見られました。

しかし、残念ながら現在においても心理的差別は根強く残り、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査事件、同和地区問い合わせ事件等の問題が発生しています。

本市においても差別発言等の事象が報告されており、これらの差別事件が発生しないよう啓発活動の充実が必要です。

2 環境改善対策

環境改善対策では、周辺地域との格差是正を目的に、道路改良、排水路等をはじめとする住環境の整備を重点的に実施してきました。これらの事業を行った結果、周辺地区との格差は大幅に改善されました。

今後も、周辺地域との整合性を図りながら、引き続き環境改善対策を推進することが必要です。

住宅対策については、住宅新築や改修のための資金の貸付が行われた結果、持ち家を中心に住環境の改善が進みました。しかし、貸付金の償還が滞っているケースもあり、丁寧な償還指導を行っていくことが必要です。

3 産業・職業対策

かつては専業農家が多かった本市の農家も、農業環境の変化にともない兼業化・高齢化が進んでおり、後継者不足等による離農者の数も年々増加しています。今後は、次代を担う新規就農者や経営拡大を目指す担い手、集落を基礎とした営農組織

の育成など、意欲的に農業に取り組む農業者や集団に対して、重点的な支援を行うことが必要です。

また、事業者に対しては、常に変化していく経済情勢の中で一般施策による融資等の支援を行ってきました。その結果、事業の安定的継続等の成果は見られますが、小規模経営者の経営のさらなる発展を図るため、今後も、経営相談を中心に技術力の向上や融資制度などの情報提供を行うことが必要です。

職業対策については、技能訓練等一般対策を活用した技術や資格の取得支援、生市ふるさとハローワーク等による求人等の情報提供を行っていますが、社会全体の失業率を勘案し、さらに充実を図っていくことが必要です。

4 福祉対策

本市は、地域住民の福祉の向上のため、生活相談員や集会所指導員を配置し、集会所を利用した活動の充実強化に努めてきました。

生活相談については、相談員だけでなく市役所全体での支援を行ってきました。

集会所についても、日常生活に密着した事業を数多く実施しており、生活の向上に役立ってきました。これまでの実績を活かしながら、既存の一般対策の積極的な活用を図り、地域住民に開かれた施設として活用し、今後も人権のまちづくりの拠点として、一層重要な役割が期待されています。

また、乳幼児の健全な成長及び働く保護者の就労を支援するため、地区内に市立の保育所を整備して同和保育の拠点として活用するとともに、「同和保育」から「人権保育」へと発展的に再構築することにより、子育て支援が必要な家庭への支援に取り組んできました。

このことから、同和地区内はもちろんのこと地区外からの乳幼児も増加し、保護者間の交流だけでなく保育所・家庭・地域・学校との連携も密に図られるようになりました。今後も、これまでの実績を活かしつつ、より一層地域に開かれた保育所として、保育内容や施設の充実にも努める必要があります。

5 教育対策

同和問題解決のための教育活動は、「人間形成・自立の過程でのアプローチ」「生涯を通じての学習」という視点から非常に重要であり、それぞれ事業実施による成

果をあげてきました。今後も、高い質を維持しながらの継続を、学校、地域、家庭の連携のもと進めていく必要があります。

(1) 学校における同和教育

学校教育の中では同和教育を人権教育の中に位置づけ各学校で年間指導計画を作成して実施するとともに、人権担当教職員の研修や人権教育研究集会を北埼玉地区で開催する等積極的に取り組んでおり、その実践が教育現場に生かされてきました。また、小・中学生を対象とした集会所での学力向上学級の開講のほか、国・県の高等学校等就学支援金制度の活用や市の入学準備金貸付制度の充実を行ってきました。このことにより、教育水準の向上と格差是正が進みました。

今後も、就学指導、進路指導、学習指導をより一層積極的に行い、国や県の人権教育推進市町村事業等を活用しながら、同和教育の推進に努めていくことが必要です。

(2) 地域における同和教育

地域における人権啓発の拠点として5つの集会所を建設し、学力向上学級や成人学級、女性学級、高齢者学級を開催し、同和地区住民の教育・文化活動、人権啓発事業、福祉事業、周辺地域住民との交流事業など、幅広く施策を展開し、活用してきました。また、公民館や産業文化ホールを会場として人権講座や人権指導者研修会の開催等、多くの市民に同和問題について学ぶ機会を提供してきました。このことにより、市内における同和問題に対する認識は高まっています。

今後も、多くの世代や職種の市民に対し、効果的な学習機会の提供に努めていくことが必要です。

第4章 今後の同和行政の基本的な方向

1 基本方針

本市では、同和対策を人権行政の重要施策のひとつとして位置づけるとともに、同和問題の解決は行政に課せられた重大な責務であると考えています。これまでの環境改善、福祉対策等を実施してきた成果、学校や地域における教育・啓発活動の

中で積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題を早期に解決し、差別のない羽生市をつくるため、一般対策を活用しながら引き続き同和行政に取り組んでいきます。

この改定方針では、「教育・啓発の推進」による差別意識の解消、「自立支援」による経済的な支援、「交流の促進」による偏見の払拭、「人権に関わる相談と救済」による対象者に対する精神的な支援、「えせ同和行為*・団体の排除」による同和問題に対する誤った意識の払拭という5つの柱を立て、同和問題の解決のために事業を実施していきます。

(1) 一般対策としての施策実施

特別対策が終了して一般対策へ移行してから10年以上が経過しましたが、基本的人権の尊重、差別の解消という目標をしっかりと見据え、地域の状況等の的確な把握に努めながら、一般対策を十分に、そして効果的に活用していきます。

また、一般対策の施策の柱を、今までの「教育・啓発」「交流・連携」「自立支援・相談救済」に、「えせ同和行為・団体排除」を加え、施策を実施します。

(2) 人権行政の重要な柱としての同和行政

同和問題は人権施策の重要な柱であり、同和問題の解決が様々な差別意識の解消に広がっていくという視点に立ち、その解決は、全市民的課題であることを改めて認識する必要があります。

市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し認識を深めるとともに、行政、市民、民間運動団体等がそれぞれの役割を遂行していく中で相互に連携し、同和問題の解決に向け事業を推進します。

(3) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

同和問題に関する心理的な差別については着実に解消に向かっていますが、依然として差別事象の発生が見られるなど、いまだに大きな課題が残っています。この差別意識の解消には、教育や啓発活動が不可欠です。

今後も、同和問題についての正しい理解と認識を深めるための教育・啓発事業を、積極的に推進していかなければなりません。

2 今後の同和行政の法的根拠

平成13（2001）年度末をもって「特別措置法」は失効しましたが、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき、国は「人権教育及び啓発に関する基本計画」を策定、県でも「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、同和問題を重要な個別課題として施策を推進することを明示しました。

今後の同和行政は、次の法律等を踏まえ推進します。

- ①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年12月）
- ②「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画」（平成14（2002）年策定、平成23（2011）年変更）
- ③「埼玉県人権施策推進指針」（平成14（2002）年策定、平成24（2012）年改定）

第5章 今後の同和行政の柱

今後、本市が同和行政を実施するにあたっては、次に示す5つの施策を柱として取り組みます。

1 教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・交付され、平成14（2002）年3月には「人権教育及び啓発に関する基本計画」（平成23年4月変更）が策定されました。県も平成14（2002）年3月に「埼玉県人権施策推進指針」（平成24年4月改定）を策定し、人権教育・啓発のなかに同和教育・啓発を位置づけて積極的に取り組んでいます。こうした動向を踏まえ、差別解消のためには教育・啓発活動が重要であるとの認識から、同和問題を正しく理解するための機会の提供や効果的な手法を取り入れ、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進していきます。

(1) 教育・啓発活動の推進

同和問題についての偏見をなくすため、広報紙や啓発物、講演会や研修会を通して、広く市民の理解と認識を得る啓発活動を行います。さらに、公民館等社会教育施設の利用者や、各種団体・サークル等を対象にした講演会・研修会を開催します。市職員に対しても、人権問題の正しい理解と認識、行政の責務

を自覚させるための研修会を実施します。

(2) 学校における同和教育

学校における同和教育については、児童・生徒の発達段階を考慮した指導を行うことにより人権尊重意識の成長を促すとともに、一人ひとりを一つの命として大切にする教育を推進します。また、教職員の資質向上を図る研修や研究委嘱校等による実践的調査研究及び各種資料作成等により、同和教育に関する指導内容や方法を充実させ、人権教育に取り組んでいきます。さらに、県教育委員会が推進する「明るい展望に立った歴史学習」を推し進めながら、保護者等に対する啓発活動も促進します。保護者や地域の方々の理解と協力を得て、学校、家庭、地域と連携し、学校における同和教育を展開します。

(3) 地域における同和教育

地域における同和教育については、生涯学習の拠点である集会所や公民館において差別解消に向けた様々な角度からアプローチした学級や講座を開催し、人権に関する学習機会の提供と充実に努めます。このことにより、多くの世代の市民への働きかけを行います。

また、集会所を利用した各種活動への参加を通じて、広範な地域の住民の交流を推進します。

(4) 人権・同和保育

人権・同和保育においては、保育所、家庭、地域、学校が連携し保育環境の充実に努める必要があります。本市においては、平成14（2002）年に策定した「羽生市人権保育基本方針」において、「乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期にある」という理念に基づき、思いやりの心を育て、いじめ等差別を生まない、基本的な人権尊重の精神に基づいた人間の育成に努めます。

また、施策を推進するにあたり、家庭支援推進保育士の役割を活用し、職員はもとより保護者の人権感覚や意識の向上を図ります。

2 自立支援

「景気は、緩やかに回復しつつある。」（平成25年9月「月例経済報告」）と書かれていますが、失業率は高く、中高年の失業や若者の就職難など、一部改善がみ

られるものの雇用状況は依然として良い状況にはありません。そのため、今後も関係機関と連携しながら、就職斡旋等の相談事業を実施していきます。

また、小規模経営者の経営基盤の安定を図るため、特別小口無担保無保証人保証制度や中小企業経営近代化資金特別貸付等、市の融資制度の斡旋を行っていきます。

3 交流の促進

同和問題に係る偏見や差別意識を払拭していくには、地域の人々がお互いの交流を深め、一人の人間としてお互いを理解していくことが大切です。集会所等を活用した趣味や文化の活動等を通じた交流事業を実施するなど、差別意識の解消や市民の人権意識の高揚を図るために、地域住民の交流を推進します。

4 人権に関わる相談と救済

人権相談業務は、人権侵害による被害者救済のために重要です。

我が国には、いわゆる国内人権救済機関が存在せず、人権侵害を受けた被害者が泣き寝入りをするような事例が見られます。人権問題は、同和問題をはじめとして、女性、高齢者、障がい者等さまざまな分野で、時には複雑に絡み合って発生しており、その内容も多様化しています。これらの問題が発生した時には、市役所内外の関係機関が適切な対応をとれるよう調整し、個別の人権問題が迅速に解決できるような体制の構築に努めます。

また、今後、国において新たな人権救済制度が確立した場合には、関係機関と連携を図り、救済活動に取り組みます。

5 えせ同和行為・団体の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであり、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果をくつがえし、同和問題に対する誤った意識を市民に植え付け、この問題を解決するにあたっての大きな阻害要因となっています。

えせ同和行為・団体を排除するには、何より同和問題に対する市民や企業の正しい理解が重要であり、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、えせ同和行為の排除に努めていきます。

第6章 推進体制の充実

1 集会所施設運営の充実

同和問題の早期解決や学習活動の推進において、集会所施設及び各種事業の果たしてきた役割は大きく、これまでの集会所事業を踏まえ、同和問題に対する地域内での新たな交流や理解を深める場としてさらなる活用を促進します。

また、集会所事業の円滑な運営を図るため各集会所運営委員会の活性化を図るとともに、運営委員会委員の声を反映させた集会所事業の実施に努めていきます。

2 庁内組織等の充実・強化

同和行政を推進する上で、庁内組織等の担う役割は重要です。引き続き同和行政の効果的・効率的な推進を図るため、人権施策推進審議会*の機能充実、人権推進協議会、人権教育推進協議会の事業強化を図ります。

3 広域組織・関係機関等との連携・協力

同和行政を推進する上で、施策の底上げ、事業の効率化という点で広域組織の担ってきた役割は重要です。引き続き同和行政の円滑な推進を図るため、北埼玉地区3市（行田市・加須市・羽生市）で組織する北埼玉地区同和対策協議会、同人権教育推進協議会、同人権教育・啓発連絡会議の存続と機能の強化を図り、連携・協力関係を保持します。

また、各組織それぞれの役割分担を認識し、国・県・関係機関等との連携を強化します。

4 運動団体との連携・協力

同和行政を推進する上で民間運動団体との協力関係は必要であり、団体と行政の役割と立場を明確にした上で、引き続き相互の有機的な連携・協力関係を保持することが重要です。今後も、平成11（1999）年に策定した「同和問題に取り組む民間運動団体に対する北埼玉郡市統一对応基準」に基づき、行政の主体性を確保しつつ、同和行政の推進について連携・協力していきます。

5 基本方針の見直し

関係法令等の改正や社会情勢の変化等により必要が生じた場合は、この基本方針の見直しを行います。

第7章 結びに

「人権の世紀」といわれる21世紀に入り既に10年以上が経過しました。私たちは、「人権の世紀」といわれるにふさわしい社会を構築するため、効果的な施策を展開していく必要があります。

我が国固有の人権問題である同和問題の解決については、特別対策、その後の一般施策を活用した対策により着実に成果を上げてきたものの、差別意識や偏見は根深く存在し、現在においても結婚差別をはじめとした差別事象やインターネットを利用した差別的情報の書き込み等が発生している状況があり、大きな課題が残されています。

このことから、本市は、差別の解消を目指し、引き続き同和行政を積極的に推進していきます。今後においては、人権尊重の国際的な潮流を視野に入れ、憲法に定める基本的人権尊重の理念を実現するため、人権が尊重される差別のない明るい羽生市をつくっていきます。

用語解説

※本文中で*を付した言葉について、50音順に説明を掲載します。

あ行

えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

さ行

実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

実態的差別と心理的差別は、相互に作用し合って差別を助長する結果となってきた。
(埼玉県ホームページより抜粋)

人権

人間が生まれながらに持っている生命、自由、平等、名誉などに関する基本的権利。

(日本語源広辞典増補版／ミネルヴァ書房)

人権施策推進審議会

市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育及び人権啓発の推進について、必要な事項を審議するため、平成15（2003）年度に設置された審議会。

心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称(身分の差別呼称)を使って侮辱したり、不合理な偏見より交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。

た行

地域改善対策特別措置法

同和対策事業特別措置法の期限切れに伴い、昭和57（1982）年に同法の趣旨を受け継いだ5年間の時限立法。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

地域改善対策特別措置法を引継ぎ、昭和62（1987）年に5年間の時限立法として成立した。その後、平成4（1992）年に5年間の延長、平成9（1997）年にも再度5年間の延長を行った。

地域改善対策協議会

昭和57（1982）年4月「地域改善対策特別措置法」が5カ年の時限法として施行されるとともに、同年4月に設置された総務庁の附属機関。昭和59（1984）年「今後における啓発活動のあり方について」、昭和61（1986）年「今後における地域改善対策について」意見具申を提出。

同和

- ・「同（同胞）＋和（一和）」。同じなかま。差別なく平等である意。
（日本語源広辞典増補版 ミネルヴァ書房）
- ・被差別部落の人々に対する不当な差別やべっ視をなくし、自由で平等な社会をめざすこと。（現代新国語辞典／三省堂）

同和対策審議会答申

昭和35（1960）年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、昭和40（1965）年8月11日に提出した答申。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の時限立法（後に、法期限を3年間延長）。

国は、33年間に本法を含め3度にわたり特別措置法を制定した。